

京都市告示第 2 1 0 号

平成 9 年 9 月 3 0 日京都市告示第 2 1 3 号（京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第 1 に規定する本市が収集する粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料）の一部を次のように改正し、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から適用します。

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

京都市長 梶本 頼兼

「

区 分		手数料 (1 個又は 1 セットにつき)
娯楽器具、粗大ごみ 楽器、健康器具、その他 器具、健康器具、その他	トレーニング用ベンチ 物置（高さ、幅及び奥行の合計が 4m 以上 4.5m 未満のもので、解体したものに 限る。）	円 2,400
	電子オルガン 物置（高さ、幅及び奥行の合計が 3m 以上 3.5m 未満のもので、解体したものに 限る。）	2,000
	いす式のあんま機（リクライニング機能のもの） 付オルガン（電子オルガンを除く。） 物置（高さ、幅及び奥行の合計が 3m 以上 3.5m 未満のもので、解体したものに 限る。） パーソナルコンピューターセット	1,600
	いす式のあんま機（リクライニング機能のもの） 家庭用焼却炉 サイクリングマシン 水槽（高さ、幅及び奥行の合計が 2.5m 以上 3m 未満のもの） 物置（高さ、幅及び奥行の合計が 2.5m 以上 3m 未満のもので、解体したものに 限る。） ランニングマシン（コンクリート台を含む。）	1,200
	車いす式のあんま機 自転車型（20 インチ以上） 水槽（高さ、幅及び奥行の合計が 2m 以上 2.5m 未満のもの） 滑り台 パーソナルコンピューターのディスプレイ ぶら下り健康器 ぶら下り健康器 ペット小屋（高さ、幅及び奥行の合計が 2m 以上 2.5m 未満のもので、解体したものに 限る。） シン（高さ、幅及び奥行の合計が 2m 以上 2.5m 未満のもので、解体したものに 限る。）	800



